

令和6年能登半島地震 災害特例貸付(緊急小口資金)

貸付対象世帯	<p>以下の3つの要件にすべて該当する世帯</p> <p>①令和6年能登半島地震により被災した地域から群馬県内に避難している世帯 ②群馬県内の避難先に1か月程度以上居住する世帯 ③電話等により継続的に連絡が取れることができる世帯</p>
貸付限度額	<p>原則として10万円以内。 ただし、次に該当する場合は20万円以内とする。</p> <p>1 世帯員の中に死亡者がいるとき。 2 世帯員に要介護者がいるとき。 3 世帯員が4人以上いるとき。 4 前各号に掲げるものの他、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に群馬県社会福祉協議会長が認めるとき。</p>
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期間	据置期間経過後2年以内
貸付利子	<p>無利子 ※ただし、償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を請求します。</p>
連帯保証人	不要
必要な書類	<p>1 借入申請書 ※申請受付先に申し出てください。 2 借用書 ※申請受付先に申し出てください。 3 身分を証明する書類 以下のいずれかの書類等をコピーして提出してください。</p> <p>○運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等公的機関が発行する身分証明等 ○行政機関が作成する避難者名簿の写し ○キャッシュカードやクレジットカード等</p>
申請受付先	避難先の市町村社会福祉協議会